

公職選挙法令施行規程の改正概要

1 改正概要

令和3年1月1日に施行された公職選挙法施行規則の改正により、申請様式の押印欄の削除や、様式の備考欄に本人確認書類の提示等を行う旨文言が追加された。

公職選挙法施行規則の改正の趣旨を踏まえ、所管する公職選挙法令施行規程においても同様の改正を行う。

また、不在者投票管理者を置く施設を新規指定したことから別表2についても改正を行う。

2 施行期日

告示の日から施行する。

3 意見公募手続について

千葉県行政手続条例（平成7年千葉県条例第48号）第38条第4項第8号に該当するため、意見公募手続は実施しないものとする。

また、同改正においては別表2についても改正を行っており、同条例第3条第3項第3号に該当し、意見公募手続を実施しなかった。